

## 地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入促進について

令和6年10月31日  
環 境 省

### 1. 経緯

- 令和6年3月25日に「第2回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し、地方公共団体が保有する施設について、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースの太陽光発電設備の導入目標を設定した（参考1）。
- また、令和6年4月には、当該導入目標の達成に向け、各都道府県関係部局に対して関係府省庁連名で通知を発出し、導入取組の促進を呼びかけるとともに、補助金やガイドライン等の各種支援策について情報提供を行った（参考2）。
- 引き続き、環境省をはじめとして関係府省庁で連携しながら、地方公共団体が実施する取組を推進するため、地方公共団体の所管部局に対して、支援や助言、情報提供等を実施するとともに、導入状況を踏まえ、必要に応じて支援予算の確保等についても検討していくこととしたい。

### 2. 令和7年度概算要求等の状況

- 必要な支援予算の確保に向け、関係府省庁において以下の事業について要求しているところ。各行政分野の施設を所管する関係府省庁においては、地方公共団体関係部局に対して、情報提供いただきたい。
  - ・ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）（別添1）
  - ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（別添2）
  - ・ 地域脱炭素推進交付金（別添3）
  - ・ 建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業（別添4）
  - ・ 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（別添5）
  - ・ 就学前教育・保育施設整備交付金（別添6）
  - ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金（別添7）
  - ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金（別添8）
  - ・ 学校施設環境改善交付金（別添9）
  - ・ 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業（別添10）
- また、脱炭素化推進事業債、地方公共団体向けの手引き、事例集等についても措置・整備しております、あらためて周知いただきたい。
  - ・ 脱炭素化推進事業債（別添11）
  - ・ PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き（環境省作成）  
[https://www.env.go.jp/page\\_00545.html](https://www.env.go.jp/page_00545.html)
  - ・ 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール  
[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual2.html#screening\\_tool](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#screening_tool)
  - ・ 公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省作成）

### 3. 地方公共団体関係部局への効果的な情報提供

#### (1) 効果的な情報提供

- 効果的に情報提供を実施し、実際に導入につなげていくためには、各行政分野の特徴を捉えた訴求ポイントを踏まえることが重要。
- 行政分野ごとの訴求ポイントを関係府省庁と連携しながらとりまとめ、今後、効果的に情報提供を実施していくこととしたい。
- 訴求ポイントとしては、例えば以下のような内容が考えられる。

#### ＜訴求ポイントの例＞

|         |  |
|---------|--|
| 廃棄物処理施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>・全国には約 3,600 力所の処分場が存在し、そのうち約 1,600 力所の処分場は既に埋立が終了していると推測される。今後も埋立が終了する処分場は増加していくことが予想されるため、処分場の跡地に太陽光発電の導入を進めることで、大きな CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャルが見込まれる。</li><li>・施設の特性上、立地場所の周りに住宅地等が少ないとから、パネルによる光害被害等が生じにくい。</li></ul>   |
| 上下水道施設  | <ul style="list-style-type: none"><li>・年間の電力消費量が約 150 億 kWh (日本全体の電力消費量の約 1.5%) であり、温室効果ガス排出量の半分程度が電力使用由来である。</li><li>・公共施設の中では施設の敷地面積が広く発電電力量が多い。また、365 日 24 時間稼働しているため、発電した電力を無駄なく自家消費することが可能であり、太陽光発電設備の導入による温室効果ガス削減効果が大きい。</li><li>・発電電力量が多いことから、蓄電池等を併設することでレジリエンス性能を高め、地域の防災拠点として活用することも可能。</li></ul> |
| 学校施設    | <ul style="list-style-type: none"><li>・避難所等に設定されていることが多く、レジリエンス面の向上が期待。</li><li>・児童・生徒への環境教育の教材として活用することが可能 (「エネルギー」や「環境」といった問題に対する教育効果)。</li><li>・太陽光発電の導入をはじめとして施設の ZEB 化を進めることで、学習環境の改善も期待。</li></ul>   |

#### (2) 情報提供の場の確保

- 地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入を促進していくためには、地方公共団体の環境部局のみならず、地方公共団体における各行政分野の施設を所管する部局に対して、導入の必要性やメリット、支援策等の情報が届くことが重要。
- このため、各府省庁が有する地方公共団体の所管部局が集まる会議体等において、所管施設における太陽光発電設備の導入促進に向けた取組 (必要性や導入メリットを踏まえた訴求ポイント、支援策等) について、機会を捉えて関係府省庁で連携して説明又は資料提供を行うこととしたい。
- については、上記、訴求ポイントや支援策等の説明内容について各府省庁でもご検討いただくとともに、各府省庁において有する地方公共団体所管部局が集まる会議体等について環境

省まで情報共有いただき、今後開催する際に情報提供について相談させていただきたい。

（3）支援メニューの予算の執行状況の確認

次の連絡会議に向けて、2. に掲げた関係府省庁事業について、地方公共団体での活用状況を取りまとめさせていただきたい。なお、次回会議では環境省から令和6年度実行状況調査の結果（各施設での令和6年10月1日時点での導入状況）も共有する予定である。

## 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度要求額 2,000百万円 (758百万円)】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業內容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### （1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
  - ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
  - ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
  - ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
  - ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

## （2）地域共生型再工農導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
  - ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
  - ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
  - ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
  - ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

### 3. 事業スキーム

- |          |   |
|----------|---|
| ■事業形態    | (1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）<br>(1)④⑤(2)③(3) 委託事業  |
| ■補助・委託対象 | (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）<br>(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等 |
| ■実施期間    | 令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～<br>(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度                        |

## 4. 事業イメージ

## 2050年脱炭素社会の実現



- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

### ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

### ⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

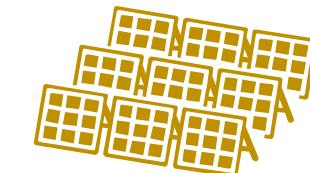
地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助3／4、2／3（上限800万円） ②間接補助3／4（上限800万円）
- 補助・委託対象 ③間接補助2／3、1／2、1／3（上限2,000万円） ④⑤委託事業  
①地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 ③地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤民間事業者・団体等  
令和3年度～令和7年度 ※(1)(2)は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ

### ①④⑤計画策定支援・横展開



### 計画的・段階的な脱炭素への取組へ

### 再生可能エネルギー生産量（単位:TJ（テラジュール））

目標

再生可能エネルギー生産量  
(単位:TJ(テラジュール))

計 6.4万TJ

- ・太陽発電 78万件 全ての建物に屋根ソーラー
- ・小水力発電 110カ所 導入可能地全てで実施
- ・バイオマス発電 27件 県下全域でバイオマス利用
- ・地熱発電等 232件 ポテンシャルを最大限活用
- ・太陽熱利用 11万件 全ての建物に屋根ソーラー
- ・バイオマス熱 14万件 灯油から薪・ペレット等へ
- ・地中熱等 1万施設 公共施設・住宅に普及

電気 5.1万TJ  
※ポテンシャル 9.6万TJ

熱利用 1.3万TJ  
※ポテンシャル 2.5万TJ

### ②④導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等



地域再エネ事業の実施・運営体制の構築



太陽光発電



【令和7年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】

## 災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

### 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

### 3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

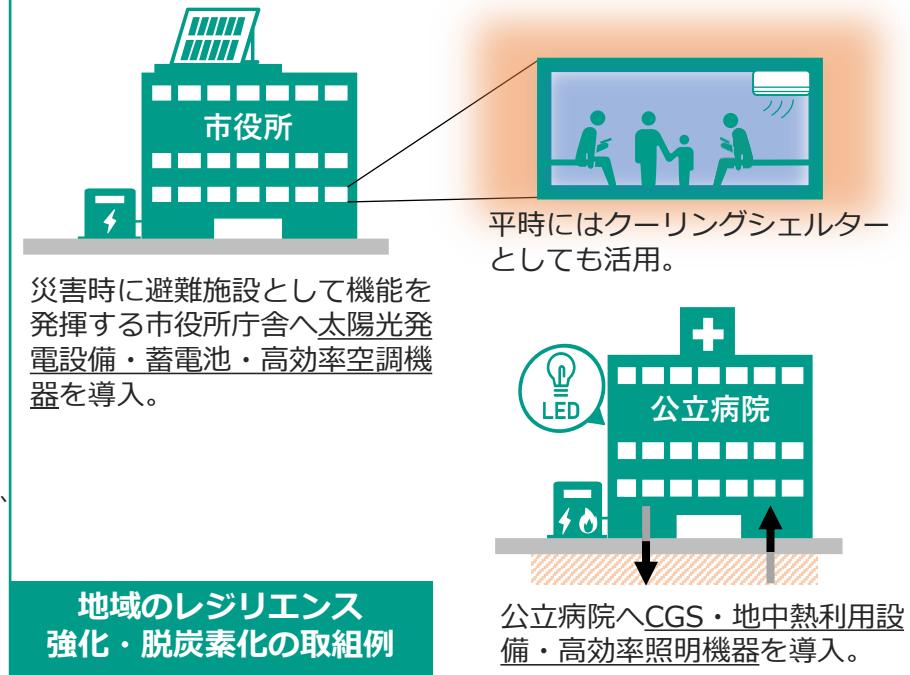
■実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等



# 地域脱炭素推進交付金

## (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度要求額 76,221百万円（42,520百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

### 2. 事業内容

#### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

#### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

#### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

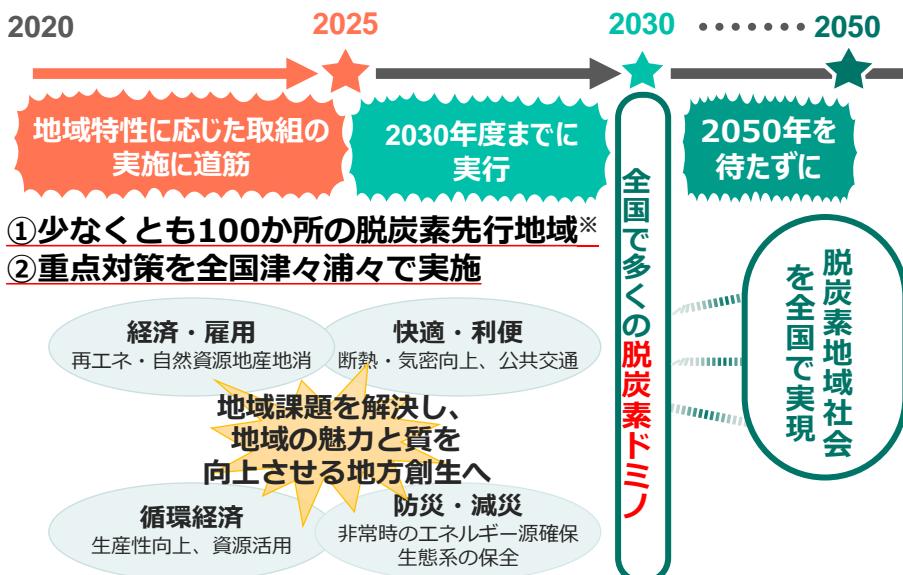
### 3. 事業スキーム

■事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費

■交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和4年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

#### <参考：(1) (2) 交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

| 事業区分 | (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金   |   | (2) 特定地域脱炭素移行<br>加速化交付金【GX】   |
|------|--|---|---|
|      | 脱炭素先行地域づくり事業   | 重点対策加速化事業   |   |
| 交付要件 | ○脱炭素先行地域に選定されていること<br>(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)  | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること<br>(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)   | ○脱炭素先行地域に選定されていること  |
| 対象事業 | <p><b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)<br/>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入<br/>・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)<br/>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等</p> <p>②基盤インフラ整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入<br/>・自営線、熱導管<br/>・蓄電池、充放電設備<br/>・再エネ由来水素関連設備<br/>・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入<br/>・ZEB・ZEH、断熱改修<br/>・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)<br/>・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p><b>2) 効果促進事業</b></p> <p>1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※<br/>(例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)<br/>※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地<br/>(例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導<br/>(例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上<br/>(例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※<br/>(例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)<br/>※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> | <p><b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b><br/>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> |
| 交付率  | 原則2／3  | 2／3～1／3、定額  | 原則2／3   |
| 事業期間 | おおむね5年程度   |   |   |
| 備考   | <p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p> <p>○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する</p>   |   |   |



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度要求額 10,000百万円 (4,719百万円)】

## 業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

### 2. 事業内容

#### (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

#### (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)

- ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
- ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

#### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業

#### (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

#### (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

#### (6) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

#### (7) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

### 4. 事業イメージ



#### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



# (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

### ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

### ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等。

### ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・公開 等。

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

間接補助事業 (①②2/3～1/4 (上限3～5億円) ③1/2 (上限100万円))

### ■補助対象

地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2

### ■実施期間

令和5年度～令和10年度

## 4. 補助対象等

| 延べ面積                                      | 補助率等  |   |
|---|---|---|
|   | 新築建築物   | 既存建築物   |
| 2,000m <sup>2</sup> 未満                    | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 対象外                     | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 対象外                     |
| 2,000m <sup>2</sup> ～10,000m <sup>2</sup> | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 1/4                     | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 2/3                     |
| 10,000m <sup>2</sup> 以上                   | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 1/4<br>ZEB Oriented 1/4 | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 2/3<br>ZEB Oriented 2/3 |

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000m<sup>2</sup>以上、既存の場合2,000m<sup>2</sup>以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

(2) LCCO<sub>2</sub>削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)

LCCO<sub>2</sub>削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

### ① LCCO<sub>2</sub>削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO<sub>2</sub> (ライフサイクルCO<sub>2</sub> : LCCO<sub>2</sub>) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器及び再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業で、LCCO<sub>2</sub>の算出及び削減等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

### ② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

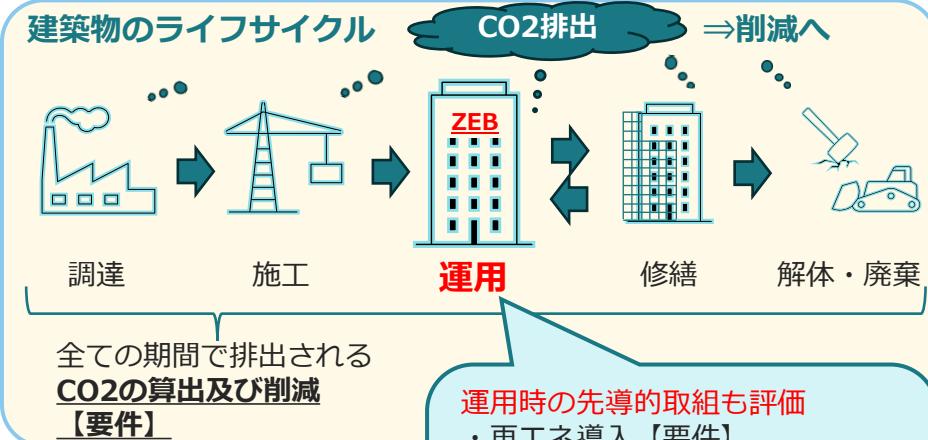
## 3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業

■委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3

■実施期間 ①令和6年度～令和10年度、②令和6年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



| ZEBランク       | 補助率 |
|--------------|-----|
| 『ZEB』        | 3/5 |
| Nearly ZEB   | 1/2 |
| ZEB Ready    | 1/3 |
| ZEB Oriented | 1/3 |

### 運用時の先導的取組も評価

- 再エネ導入【要件】
- 未評価技術の導入
- レジリエンス性の向上
- 電力調達も含め完全再エネ運用
- 自営線を介した余剰電力の融通
- 建材一体型太陽電池の導入 等

※1 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000m<sup>2</sup>以上については民間事業者・団体等は対象外。

### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

#### 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

○補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）

○補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備  
 ・再エネ設備（原則として導入が必要）  
 ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）  
 ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）

○補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）  
 ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと  
 ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと  
 ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

#### 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化  
補助対象設備

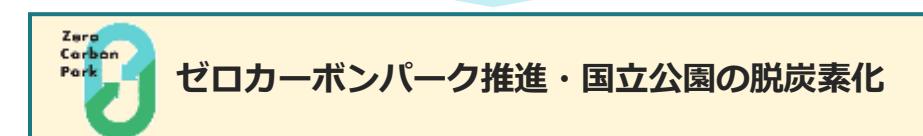


補助要件

+

<①～③の要件を全て満たす場合に補助>

- ①インバウンド対応 [例]
- ②脱炭素に関する取組の周知
- ③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



## (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

### 2. 事業内容

#### ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。

#### ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

#### ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- |       |                  |       |
|-------|------------------|-------|
| ■事業形態 | ①②間接補助事業         | ③委託事業 |
| ■補助対象 | 地方公共団体、民間事業者・団体等 |       |
| ■実施期間 | 令和6年度～令和10年度     |       |

### 4. 事業イメージ

#### ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

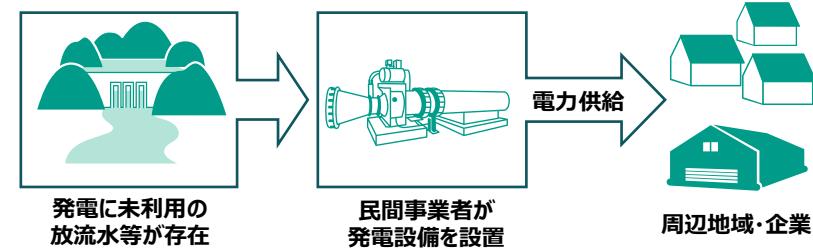


小水力発電設備

太陽光発電設備

高効率設備

#### ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ

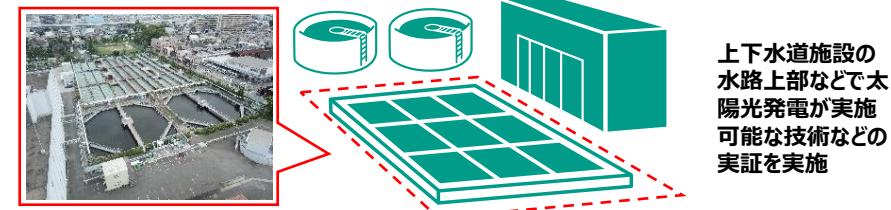


発電に未利用の放流水等が存在

民間事業者が発電設備を設置

周辺地域・企業

#### ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



別添5



【令和7年度要求額 11,900百万円（新規）】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

\*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

\*EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

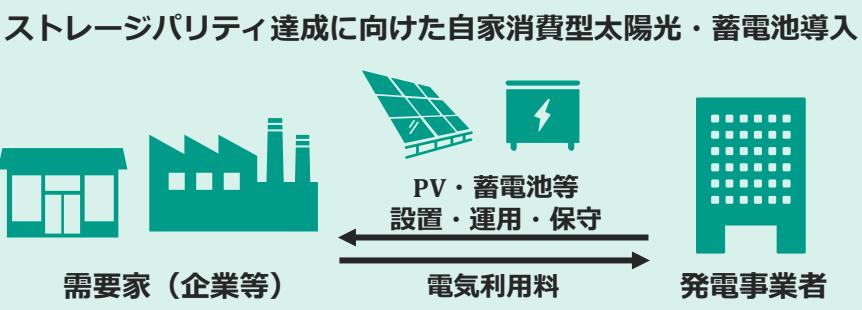
## 3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

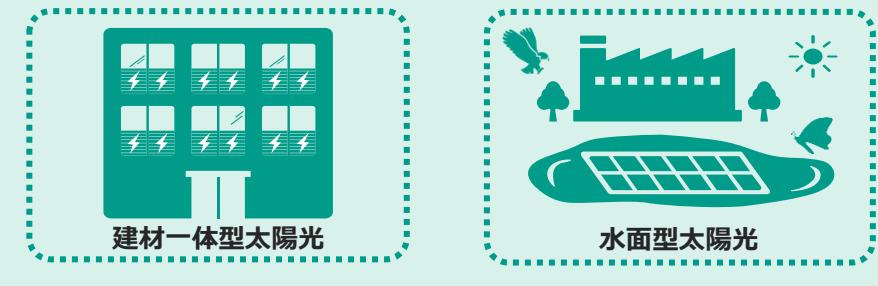
■委託・補助先 民間事業者・団体等

■実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



### 設置場所の特性に応じた再エネ導入



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

## (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

### 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO<sub>2</sub>削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンラインPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的のメリットがある状態）の達成を目指す。

#### ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

#### ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業【委託】

ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

### 3. 事業スキーム

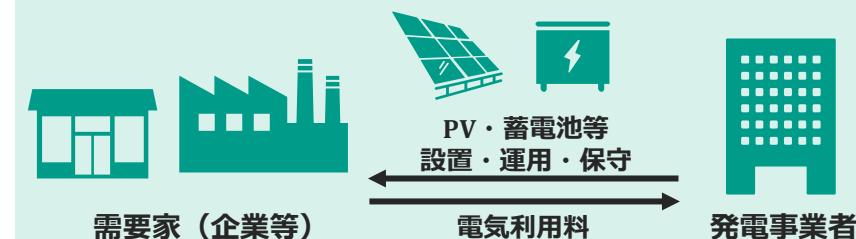
■事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
②委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

#### オンラインPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



#### 太陽光発電設備の補助額

|        | 業務用施設 | 産業用施設 | 集合住宅   | 戸建住宅   |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| PPAリース |       |       | 5万円/kW | 7万円/kW |
| 購入     |       |       | 4万円/kW | —      |

\* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

\* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

### 2. 事業内容

#### ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

#### ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

#### ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

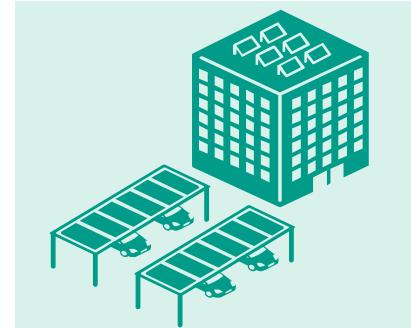
### 3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

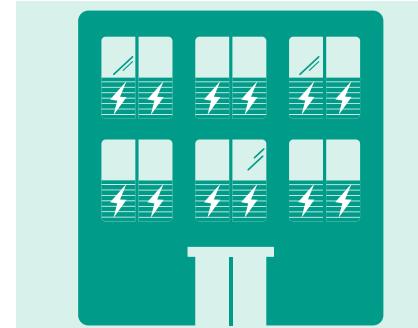
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ①②③ 令和7年度～令和11年度

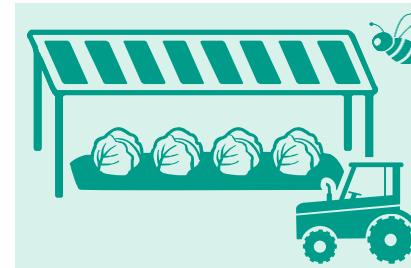
### 4. 事業イメージ



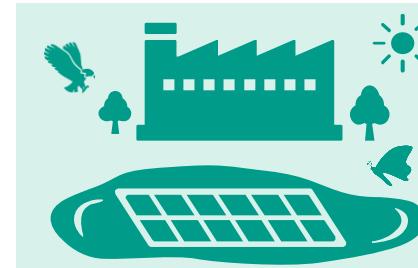
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

#### ※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

### 2. 事業内容

#### ④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）

地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用、のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

#### ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

#### ⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）

設置場所の特性に応じた再エネ導入手法に関する調査検討を行う。

### 3. 事業スキーム

■事業形態 ④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）  
⑥ 委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ④⑤⑥ 令和7年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ



#### ※④⑤コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



### 省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

#### 1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

#### 2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギー管理を行なうビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

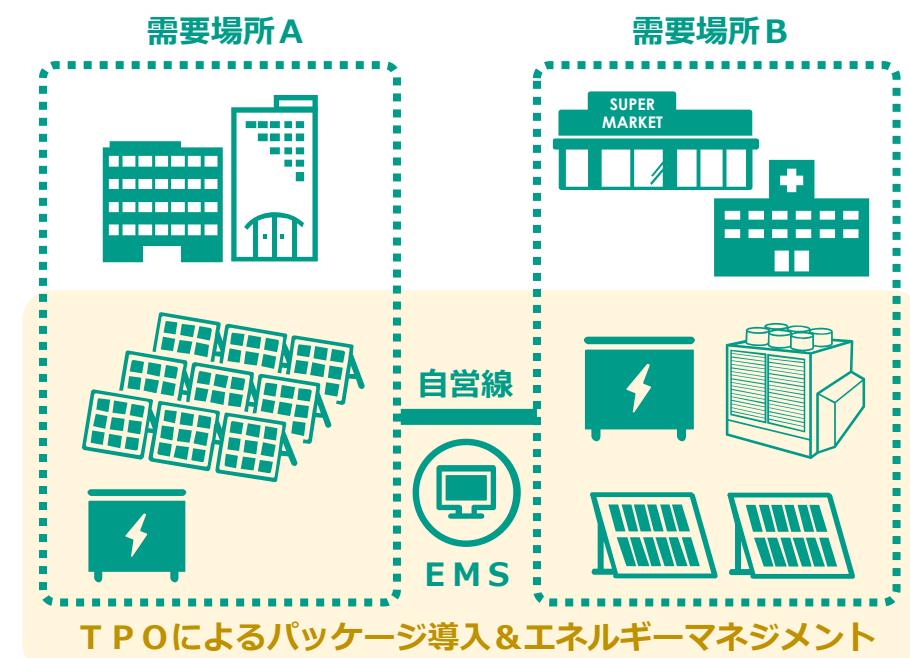
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和11年度

#### 4. 事業イメージ



## 事業の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

令和7年度概算要求額 393億円+事項要求 (245億円)

## 事業の概要

## 【対象事業】

- 保育所整備事業
- 公立認定こども園整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・小規模保育整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・防音壁整備事業
- ・防犯対策強化整備事業
- ・乳児等通園支援事業

※特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。

## 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村  
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設  
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等  
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

## 【補助割合】

(私立) 国: 1/2、市区町村: 1/4、設置主体: 1/4  
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) (※)  
国: 2/3、市区町村: 1/1 2、設置主体: 1/4  
※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

(公立) 原則国1/3、設置者（市区町村）2/3  
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業の補助率は国1/2、設置者（市区町村）1/2

## 【拡充内容】

特定非常災害指定された自治体について、発災後3年間補助率を嵩上げする。 (1/2→2/3)

※防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策及び資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

令和7年度概算要求額 107億円 + 事項要求（67億円）

## 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

## 事業の概要

| 事業概要           | 整備内容   | 対象施設  |
|----------------|--|---|
| <b>①通常整備</b>   | 創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、特殊附帯工事費（ソーラーの整備等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>助産施設</li> <li>職員養成施設</li> <li>自立援助ホーム</li> <li>ファミリーホーム</li> <li>一時預かり事業所</li> <li>地域子育て支援拠点事業所</li> <li>利用者支援事業所</li> <li>子育て支援のための拠点施設</li> <li>市区町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>乳児院</li> <li>母子生活支援施設</li> </ul>        |
| <b>②耐震化等整備</b> | 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子生活支援施設</li> <li>児童養護施設</li> <li>児童心理治療施設</li> <li>児童自立支援施設</li> <li>児童家庭支援センター</li> <li>児童厚生施設（児童館）</li> <li>児童相談所一時保護施設</li> <li>産後ケア事業を行う施設</li> <li>障害児入所施設</li> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童発達支援事業所</li> </ul> |

## &lt;主な拡充事項&gt;

- 産後ケア事業を行う施設の規模に応じた単価の見直しを行う。
- 児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化を推進するための補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。

## &lt;事項要求&gt;

## ○防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

## ○物価高騰対策

物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程において検討する。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当 児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

## 子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

## 事業の目的

令和7年度概算要求額 156億円（156億円）

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

## (1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するためには要する経費の一部を補助する。

## (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

- ※ 特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。
- ※ 令和7年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費については、予算編成過程で検討することとなっており、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村

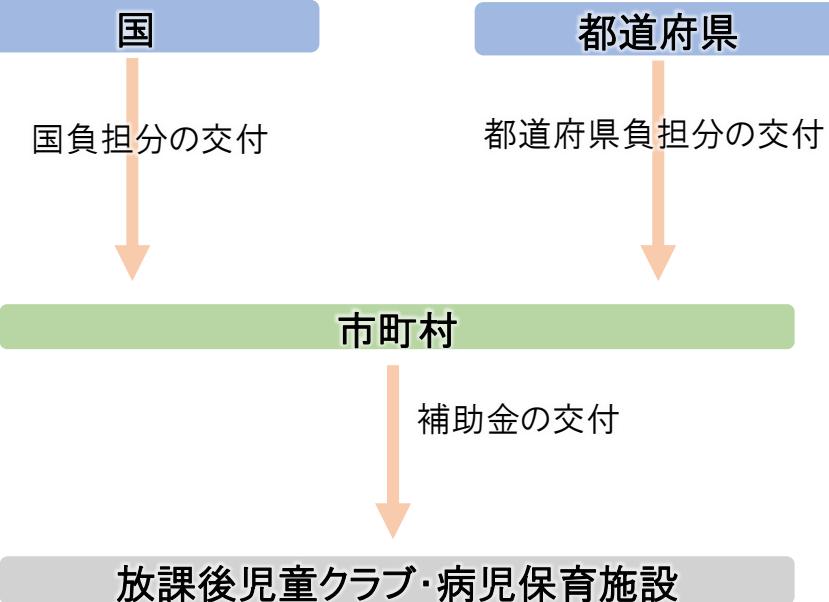
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補 助 率】

|                               | 国            | 都道府県         | 市町村          | 社福法人等        |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| <b>放課後児童クラブ整備費</b>            |              |              |              |              |
| 市町村が整備を行う場合                   | 1/3<br>(2/3) | 1/3<br>(1/6) | 1/3<br>(1/6) | —            |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 2/9<br>(1/2) | 2/9<br>(1/8) | 2/9<br>(1/8) | 1/3<br>(1/4) |
| <b>病児保育施設整備費</b>              |              |              |              |              |
| 市町村が整備を行う場合                   | 1/3          | 1/3          | 1/3          | —            |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 3/10         | 3/10         | 3/10         | 1/10         |

## 【交付の流れ】



# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和7年度要求・要望額

2,048億円  
+事項要求

(前年度予算額)

683億円



## 背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

## ①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

## ②防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

## ③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化  
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1  
新しい時代の  
学校施設

公立学校施設  
の整備

2  
国土強靭化

3  
脱炭素化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の  
ZEB化  
高断熱化、LED照明、  
高効率空調など

必要な建築で  
必要なエネルギー  
- ZEBで使う  
エネルギー  
= 0

エネルギー消費量が  
ゼロ水平=消費ゼロ

## 具体的な支援策

### 制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の时限延長（令和11年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助时限の延長（令和11年度まで）

### 単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増  
対前年度比 +19.6%

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）

R6:296,000円/m<sup>2</sup> ⇒ R7:354,100円/m<sup>2</sup>

公営住宅等の省エネ性能向上を促進するための公営住宅等の省エネ改善等、既存ストックの性能改善のための支援を行う。

〈現行制度の概要〉

基本的要件

| 改善工事の内容   | 施行要件          |
|---|---------------|
| ○ 個別改善事業  |               |
| (原則)  | 建設後20年を経過したもの |
| ・子どもの安全確保に係る改善<br>(子どもの転落防止措置等)   | 建設後10年を経過したもの |
| ・長寿命化改善<br>・障害者向け改善<br>・認知症対応型グループホーム改善<br>・住宅用防災機器の設置<br>・既存エレベーター改修<br>・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善<br>・宅配ボックスの設置<br>・防災・減災対策に係る改善<br>・交流スペースの設置 | 年度要件なし        |
| ○ 全面的改善（トータルリモデル）   | 建設後30年を経過したもの |

※地上波デジタル対応設備の設置については、施行要件を建設後20年を経過したものとする

対象工事

- 個別改善事業（規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）
- 全面的改善【公営住宅のみ】

個別改善事業の分類

- 次のいずれかの分類に該当すること。
- |            |            |
|------------|------------|
| ① 居住性向上型   | ② 福祉対応型    |
| ③ 安全性確保型   | ④ 長寿命化型    |
| ⑤ 脱炭素社会対応型 | ⑥ 子育て世帯支援型 |

支援内容

- (1) 整備費に対する助成
- 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
- ※規模増改善、住戸改善・共用部分改善（福祉対応型、安全性確保型（耐震性の確保に係るもの）、長寿命化型、脱炭素社会対応型、子育て世帯支援型）については、測量試験費も助成対象。
- (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
- 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
  - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和7年度まで)

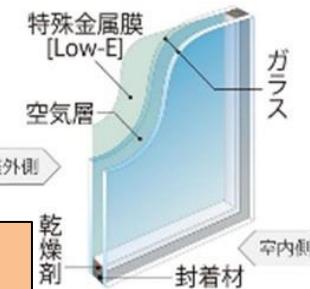
## 1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和6年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、給湯設備 など)
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る) 及び充電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

※ ①及び②は新築・改築も対象

※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

### 【事業イメージ】



## 2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

- ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費  
脱炭素化推進事業債 (充当率90%)



- ③及び④の事業



- ⑤の事業



## ○関係省庁において設定する地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

| 【設置可能性について】<br>太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、3段階の簡易判定基準で評価。<br>なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的要因（条例等により再エネ設備の設置が制限されている等）や、物理的要因（設置場所が年間通じて日影になる等）のみであり、それ以外の要因（予算不足や投資対効果等）は考慮していないため、実際の導入ポテンシャルはこれまでより下回る可能性があることに留意。 | 導入実績（既設）<br>※建築物・敷地の合計 |                    | 導入ポテンシャル<推計値含む><br>簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計 |              |              |                                       | 6.0GW達成に<br>向けた目標値 |
|--|------------------------|--------------------|---|--------------|--------------|---------------------------------------|--------------------|
|  | 令和3年度までに<br>設置済み       | 令和4年度以降<br>に設置済・予定 | 建築物   |              | 敷地           |                                       | 導入目標（※1）<br>(暫定目標) |
|  |                        |                    | 設備容量<br>(kW)  | 設備容量<br>(kW) | 設備容量<br>(kW) | <推計値>*<br>回答団体の人口<br>カバー率で割戻し<br>(kW) |                    |
| 市民文化系施設  | 14,676                 | 2,883              | 149,973   | 328,764      | 24,518       | 66,107                                | 192,000            |
| 社会教育系施設  | 23,361                 | 4,576              | 226,979   | 473,212      | 40,808       | 116,497                               | 285,000            |
| 社会体育施設   | 14,323                 | 2,251              | 268,191   | 588,198      | 38,562       | 78,786                                | 327,000            |
| 幼稚園施設  | 1,465                  | 1,544              | 34,694  | 92,171       | 1,451        | 2,100                                 | 47,000             |
| 小中学校施設   | 139,553                | 21,268             | 1,272,697   | 2,478,619    | 122,279      | 301,329                               | 1,331,000          |
| 特別支援学校施設   | 6,363                  | 654                | 74,434  | 114,495      | 1,662        | 2,643                                 | 56,000             |
| 高等学校施設   | 21,345                 | 1,183              | 405,883   | 605,059      | 7,045        | 13,947                                | 299,000            |
| 児童福祉施設   | 9,079                  | 1,603              | 149,664   | 323,117      | 8,063        | 29,083                                | 172,000            |
| 社会福祉施設   | 10,221                 | 1,794              | 113,301   | 257,311      | 17,229       | 28,680                                | 139,000            |
| 医療施設   | 3,902                  | 221                | 44,689  | 110,700      | 6,443        | 44,567                                | 76,000             |
| 行政施設   | 37,915                 | 9,555              | 149,300   | 311,415      | 35,531       | 93,774                                | 188,000            |
| 消防施設   | 6,393                  | 786                | 54,615  | 102,751      | 19,843       | 23,880                                | 61,000             |
| 警察施設   | 3,401                  | 324                | 33,872  | 50,237       | 3,473        | 4,691                                 | 26,000             |
| 公営住宅   | 11,799                 | 403                | 303,299   | 700,997      | 74,156       | 189,776                               | 440,000            |
| 廃棄物処理施設  | 42,388                 | 4,426              | 102,672   | 184,123      | 31,570       | 64,902                                | 106,000            |
| 水道施設   | 21,979                 | 7,042              | 84,469  | 170,218      | 42,389       | 58,246                                | 107,000            |
| 下水道施設  | 35,350                 | 977                | —   | —            | —            | —                                     | (※2) 160,000       |
| その他施設（※3）  | 320,247                | 67,584             | 1,043,925   | 1,473,067    | 266,431      | 402,678                               | 812,000            |
| 地方公共団体施設の<br>施設種別合計（※4）  | 723,761                | 129,075            | 4,512,655   | 8,364,455    | 741,451      | 1,521,685                             | 4,824,000          |

※1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの（下水道施設を除く）。  
本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。

※2 下水道施設における「導入目標」は、第 17 回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料 1-1 「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。

※3「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む（総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上）。

※4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

環地域調発第 2404013 号  
環地温発第 2404055 号  
環循適発第 2404041 号  
警察庁丁会発第 498 号  
二成事第 391 号  
二消防總第 313 号  
6施施助第 11 号  
6教地推第 51 号  
6文企調第 12 号  
6ス企參地第 2 号  
医政地発 0402 第 1 号  
社援總発 0404 第 1 号  
社援保発 0403 第 1 号  
障企発 0404 第 2 号  
老高発 0405 第 1 号  
老認発 0405 第 1 号  
老老発 0405 第 1 号  
国水企第 3 号  
令和 6 年 4 月 8 日

殿

各都道府県環境行政主管課長  
各都道府県廃棄物行政主管課長  
各都道府県警察本部関係課長  
各都道府県児童福祉主管課長  
各都道府県消防防災主管課長  
各都道府県教育委員会施設主管課長  
各都道府県生涯学習・社会教育主管課長  
各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県文化行政主管課長  
各都道府県スポーツ施設主管課長  
各都道府県衛生主管課長  
各都道府県福祉行政主管課長  
各都道府県民生主管課長  
各都道府県障害福祉主管課長  
各都道府県介護保険主管課長  
各都道府県水道行政担当課長  
各都道府県下水道主管課長  
各都道府県公営住宅主管課長

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官  
環境省地球環境局地球温暖化対策課課長  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長  
警察庁長官官房会計課課長  
こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)  
消防庁総務課課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課課長  
スポーツ庁参事官(地域振興担当)  
文化庁企画調整課課長  
文化庁企画調整課課長  
厚生労働省医政局地域医療計画課課長  
厚生労働省社会・援護局総務課課長  
厚生労働省社会・援護局保健課課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課課長  
厚生労働省老健局高齢者支援課課長  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課課長  
厚生労働省老健局老人保健課課長  
国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課課長  
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課課長  
国土交通省住宅局住宅総合整備課課長

## 地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入目標の設定および取組の促進について

2030 年度の温室効果ガス 46% 削減や 2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」( 令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。) において、2030 年度には設置可能な建築物( 敷地を含む。 ) の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされています。また、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」( 令和 3 年 10 月 22 日公表 ) における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいては、公共部門が率先して実行することで 6.0GW 分の導入が見込まれております。

この点、地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律( 平成 10 年法律第 117 号 ) 第 21 条第 1 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」( 令和 3 年 10 月 22 日閣議決定 ) に即して、地方公共団体実行計画( 事務事業編 ) を策定することとされており、「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体実行計画( 事務事業編 ) に関する取組は、政府実行計画に準じて行なうことが求められています。

このような観点から、地方公共団体においては、区域の事業者・住民の模範となるよう、設置可能な施設の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置するという導入目標の設定などを通じて、自ら率先的な取組を行なっていただきたいと考えております。

また、「規制改革実施計画」( 令和 4 年 6 月 7 日閣議決定 ) において、施設種別に 2030 年度の再生可能エネルギー( 主に太陽光 ) の導入目標を策定することとされていることを踏まえ、令和 6 年 3 月 25 日に「第 2 回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、地方公共団体が保有する施設について、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別に kW ベースの太陽光発電設備の導入目標を設定いたしました( 別添 1 )。

つきましては、政府の支援や情報提供等も活用しつつ、各施設を所管する部局が連携して、公共施設等における太陽光発電の導入に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、各都道府県の御担当者におかれましては、貴管内市町村へ御連絡いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 公共施設等への太陽光発電の導入等にかかる政府による支援・情報提供

公共施設等への太陽光発電の導入に当たって、下記の補助金等の活用が考えられるほか、ガイドライン・事例集等を作成しております。これらも活用しつつ、関係部局による適切な連携の下、率先した取組をお願いいたします。

##### (1) 交付金や補助金等の各種支援策

- ・ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業( 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 )( 別添 2 )
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業( 別添 3 )
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金( 別添 4 )
- ・ 建築物等の ZEB 化・省 CO<sub>2</sub> 化普及加速事業( 別添 5 )

- ・ 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（別添6）
- ・ 脱炭素化推進事業債（別添7）
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金（別添8）
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金（別添9）
- ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金（別添10）
- ・ 学校施設環境改善交付金（別添11）
- ・ 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業（別添12）

## （2）ガイドライン・事例集等

- ・ PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き  
(環境省 HP : [https://www.env.go.jp/page\\_00545.html](https://www.env.go.jp/page_00545.html))
- ・ 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール  
(環境省 支援サイト :  
[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual2.html#screening\\_tool](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#screening_tool))
- ・ 公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省作成）  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941409.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941409.pdf))

## 2. 太陽光発電の導入状況にかかるフォローアップについて

地方公共団体施設への太陽光発電の導入状況については、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」(以下「施行状況調査」という。)を通じて引き続き調査をさせていただきます。

施行状況調査で取りまとめた結果については、来年度以降に開催する「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の場等で関係省庁へ共有し、公共部門全体の目標達成に向けた進捗状況を確認していくので、環境部局と各施設を所管する部局が連携の上、当該施行状況調査への回答に御協力いただきますようお願いいたします。

### （添付資料）

- 別添1 公共施設における太陽光発電設備導入ポテンシャルの集計結果及び導入目標
- 別添2 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の概要
- 別添3 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の概要
- 別添4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要
- 別添5 建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業の概要
- 別添6 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の概要
- 別添7 脱炭素化推進事業債の概要
- 別添8 就学前教育・保育施設整備交付金の概要
- 別添9 次世代育成支援対策施設整備交付金の概要
- 別添10 子ども・子育て支援施設整備交付金の概要
- 別添11 学校施設環境改善交付金の概要
- 別添12 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業の概要

令和6年3月に開催された「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の会議資料や要旨については、下記環境省HPにて公表しています。

(会議全体URL)[https://www.env.go.jp/page\\_00951.html](https://www.env.go.jp/page_00951.html)

(第2回議事次第・資料URL)[https://www.env.go.jp/page\\_01339.html](https://www.env.go.jp/page_01339.html)

(本通知に関すること)

(地方公共団体が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省大臣官房

地域脱炭素政策調整担当参事官室

電話：03-5521-8234

メール：SOKAN\_CHIIKI@env.go.jp

(政府が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

電話：03-5521-8249

メール：chikyu-ontaike@env.go.jp

(建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

メール：chikyu-jigyo@env.go.jp

(脱炭素化推進事業債に関すること)

総務省自治財政局財務調査課

電話：03-5253-5647

メール：k-management@soumu.go.jp

(こども家庭庁の交付金に関すること)

こども家庭庁成育局 参事官(事業調整担当)

電話：03-6863-0286

メール：shisetsuchousei.chousei2@cfa.go.jp

(公立学校施設の交付金等に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課

電話：03-6734-2000

メール：sisetujo@mext.go.jp

(公営住宅の国庫補助等に関すること)

国土交通省住宅局

住宅総合整備課

電話：03-5253-8507

メール：hqt-jutaku-shikkou@gxb.mlit.go.jp

# 公共施設における太陽光発電設備導入ポテンシャルの集計結果及び導入目標

別添 1

2023(令和5)年度に実施した政府、地方公共団体を対象とした調査結果を踏まえ、太陽光発電導入のポテンシャルの50%に導入するとして目標を設定する。これを含め、政府が保有する施設における導入目標(約0.06GW)、地方公共団体が保有する施設における導入目標(約4.82GW)で施設種別には下記の通り)、その他追加的な取組により、合計で、2030年度までに公共部門で6.0GWの導入を目指すこととする。

| [設置可能性について]<br>太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、3段階の簡易判定基準で評価。<br>なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的の要因（条例等により再エネ設備の設置が制限されている等）や、物理的因素（設置場所が年間を通じて日影になる等）のみであり、それ以外の要因（予算不足や投資対効果等）は考慮していないため、実際の導入ポテンシャルはこれより下回る可能性があることに留意。 | 導入実績（既設）<br>建築物・敷地の合計 |                    | 導入ポテンシャル<推計値含む><br>簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計 |                                       |              |                                    | 6.0GW達成に<br>向けた目標値 |  |
|--|-----------------------|--------------------|---|---------------------------------------|--------------|------------------------------------|--------------------|--|
|  | 令和3年度までに<br>設置済み      | 令和4年度以降<br>に設置済・予定 | 建築物   |                                       | 敷地           |                                    |                    |  |
|  | 設備容量<br>(kW)          | 設備容量<br>(kW)       | 設備容量<br>(kW)  | <推計値>*<br>回答団体の人口<br>カバー率で割戻し<br>(kW) | 設備容量<br>(kW) | <推計値>*<br>回答団体の回答率で<br>割戻し<br>(kW) |                    |  |
| 市民文化系施設  | 14,676                | 2,883              | 149,973   | 328,764                               | 24,518       | 66,107                             | 192,000            |  |
| 社会教育系施設  | 23,361                | 4,576              | 226,979   | 473,212                               | 40,808       | 116,497                            | 285,000            |  |
| 社会体育施設   | 14,323                | 2,251              | 268,191   | 588,198                               | 38,562       | 78,786                             | 327,000            |  |
| 幼稚園施設  | 1,465                 | 1,544              | 34,694  | 92,171                                | 1,451        | 2,100                              | 47,000             |  |
| 小中学校施設   | 139,553               | 21,268             | 1,272,697   | 2,478,619                             | 122,279      | 301,329                            | 1,331,000          |  |
| 特別支援学校施設   | 6,363                 | 654                | 74,434  | 114,495                               | 1,662        | 2,643                              | 56,000             |  |
| 高等学校施設   | 21,345                | 1,183              | 405,883   | 605,059                               | 7,045        | 13,947                             | 299,000            |  |
| 児童福祉施設   | 9,079                 | 1,603              | 149,664   | 323,117                               | 8,063        | 29,083                             | 172,000            |  |
| 社会福祉施設   | 10,221                | 1,794              | 113,301   | 257,311                               | 17,229       | 28,680                             | 139,000            |  |
| 医療施設   | 3,902                 | 221                | 44,689  | 110,700                               | 6,443        | 44,567                             | 76,000             |  |
| 行政施設   | 37,915                | 9,555              | 149,300   | 311,415                               | 35,531       | 93,774                             | 188,000            |  |
| 消防施設   | 6,393                 | 786                | 54,615  | 102,751                               | 19,843       | 23,880                             | 61,000             |  |
| 警察施設   | 3,401                 | 324                | 33,872  | 50,237                                | 3,473        | 4,691                              | 26,000             |  |
| 公営住宅   | 11,799                | 403                | 303,299   | 700,997                               | 74,156       | 189,776                            | 440,000            |  |
| 廃棄物処理施設  | 42,388                | 4,426              | 102,672   | 184,123                               | 31,570       | 64,902                             | 106,000            |  |
| 水道施設   | 21,979                | 7,042              | 84,469  | 170,218                               | 42,389       | 58,246                             | 107,000            |  |
| 下水道施設  | 35,350                | 977                | -   | -                                     | -            | -                                  | ( 2 ) 160,000      |  |
| その他施設( 3 )   | 320,247               | 67,584             | 1,043,925   | 1,473,067                             | 266,431      | 402,678                            | 812,000            |  |
| 地方公共団体施設の<br>施設種別合計( 4 )   | 723,761               | 129,075            | 4,512,655   | 8,364,455                             | 741,451      | 1,521,685                          | 4,824,000          |  |

1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの（下水道施設を除く）。

本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。

2 下水道施設における「導入目標」は、第17回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料1-1「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。

3「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む（総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上）。

4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度予算額 758百万円（800百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,885百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### （1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

### （2）地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

### （3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## 3. 事業スキーム

■事業形態 (1)(2)(3)(2)(1)(2) 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)(4)(2)(3)(3) 委託事業

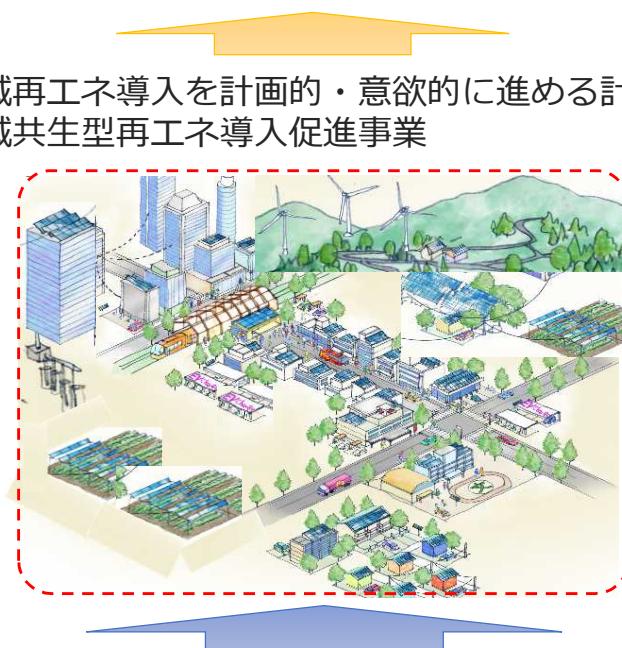
■補助・委託対象 (1)(1)(2)(1) 地方公共団体 (1)(2) 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)(3) 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)(4)(2)(2)(3)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)(2)は令和4年度～、(1)(4)(3)(2)(3)は令和5年度～ (2)(2)は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現



- （1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- （2）地域共生型再エネ導入促進事業

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

### ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

①間接補助3／4、2／3（上限800万円） ②間接補助3／4（上限800万円）

③間接補助2／3、1／2、1／3（上限2,000万円） ④委託事業

①地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

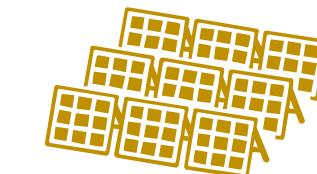
③地方公共団体、民間事業者・団体等 ④民間事業者・団体等

令和3年度～令和7年度 ※（1）②は令和4年度～、④は令和5年度～

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

## 4. 事業イメージ

### ①④計画策定支援



### ②④導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

目標

再生可能エネルギー生産量  
(単位:TJ(テラ'ギュル))

計 6.4万TJ

・太陽発電 78万件  
全ての建物に屋根ソーラー



・小水力発電 110カ所  
導入可能地全てで実施



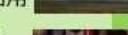
・バイオマス発電 27件  
県下全域でバイオマス利用



・地熱発電等 232件  
ポテンシャルを最大限活用



・太陽熱利用 11万件  
全ての建物に屋根ソーラー



・バイオマス熱 14万件  
灯油から薪・ペレット等へ



・地中熱等 1万施設  
公共施設・住宅に普及



出典:長野県ゼロカーボン戦略

電気 5.1万TJ

※ボテンシャル  
9.6万TJ

熱利用 1.3万TJ

※ボテンシャル  
2.5万TJ

### ③体制構築支援



地域再エネ事業の  
実施・運営体制の  
構築

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度予算額 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和5年度補正予算額

2,000百万円】

環境省

## 災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

### 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジエネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の $1/2 \times 4$ 万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

### 3. 事業スキーム

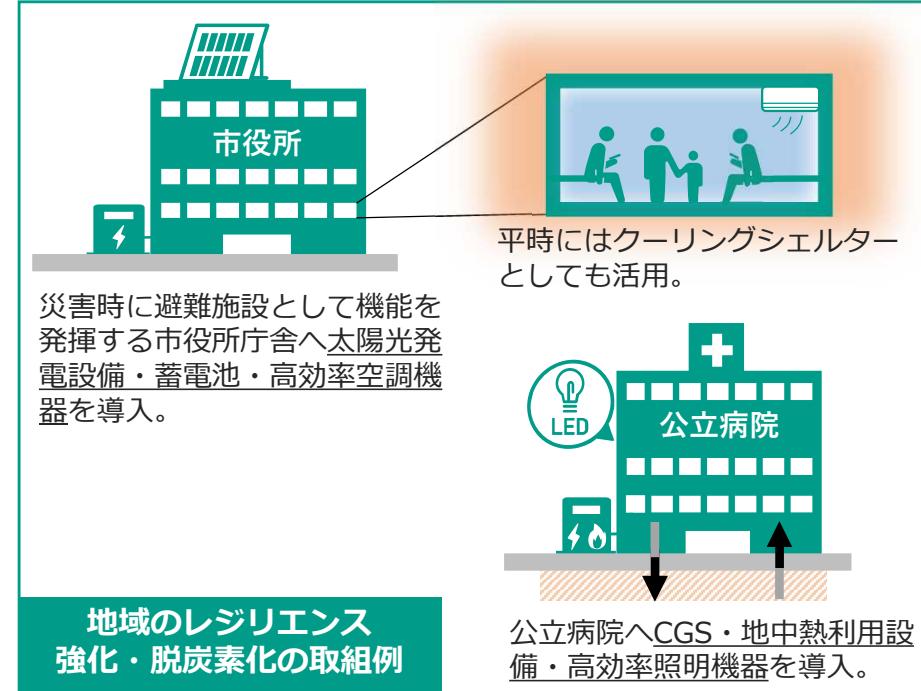
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等



# 地域脱炭素推進交付金

## (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算額 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省  
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

### 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

#### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

#### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

#### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

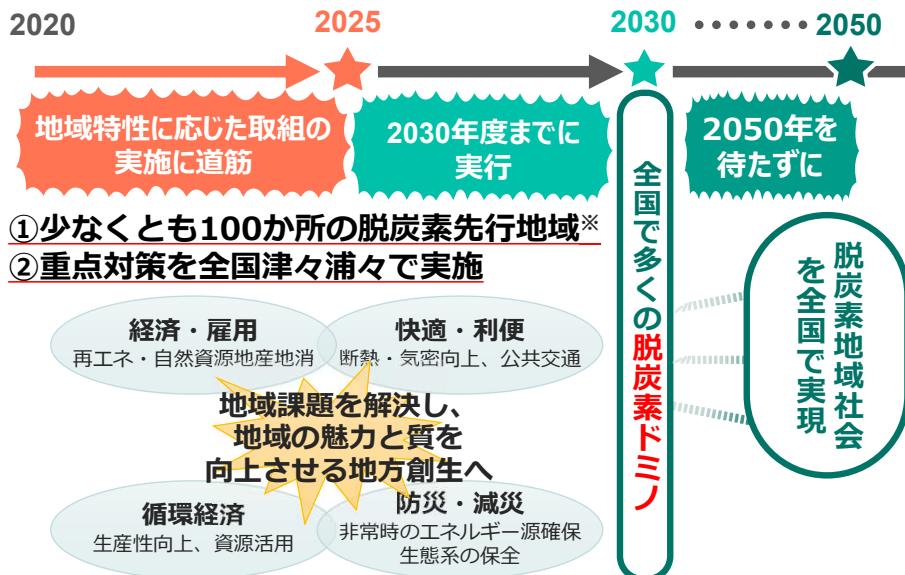
### 3. 事業スキーム

■事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費

■交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和4年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先进性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

#### <参考：(1) (2) 交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体

(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

| (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 |   | (2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】  |   |
|----------------------|---|---|---|
| 事業区分                 | 脱炭素先行地域づくり事業  | 重点対策加速化事業   |   |
| 交付要件                 | ○脱炭素先行地域に選定されていること<br>(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)   | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること<br>(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市 : 1MW以上、その他の市町村 : 0.5MW以上)   | ○脱炭素先行地域に選定されていること  |
| 対象事業                 | <p><b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)<br/>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入<br/>・再エネ発電設備: 太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)<br/>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備: 地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入<br/>・自営線、熱導管<br/>・蓄電池、充放電設備<br/>・再エネ由来水素関連設備<br/>・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入<br/>・ZEB・ZEH、断熱改修<br/>・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)<br/>・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p><b>2) 効果促進事業</b></p> <p>1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※<br/>(例: 住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)<br/>※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地<br/>(例: 未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導<br/>(例: 新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上<br/>(例: ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※<br/>(例: 地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)<br/>※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。</p> | <p><b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b><br/>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> |
| 交付率                  | 原則2／3   | 2／3～1／3、定額  | 原則2／3   |
| 事業期間                 | おおむね5年程度  |   |   |
| 備考                   | <p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>  |   |   |





【令和6年度予算額 4,719 百万円（新規）】  
【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

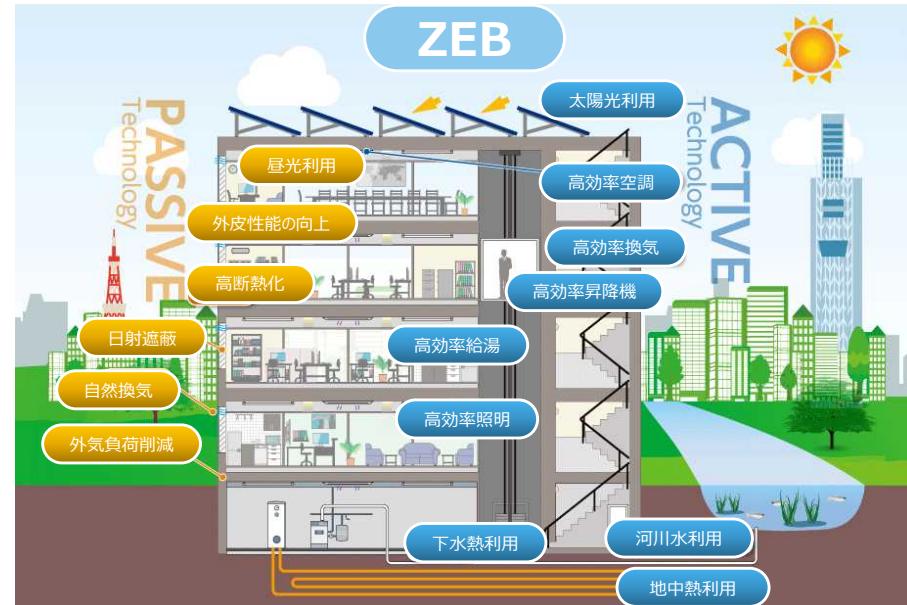
## 2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
  - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部国土交通省連携事業）
  - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
  - ②ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（国土交通省、経済産業省連携事業）
- (5) CExCNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



LCCO2

普及拡大

用途別

調査・評価

省CO2

## (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO<sub>2</sub>排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るために既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

## 2. 事業内容

### ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

### ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。

ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 補助対象等

| 延べ面積                                      | 補助率等  |   |
|---|---|---|
|   | 新築建築物   | 既存建築物   |
| 2,000m <sup>2</sup> 未満                    | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 対象外                     | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 対象外                     |
| 2,000m <sup>2</sup> ～10,000m <sup>2</sup> | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 1/4                     | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 2/3                     |
| 10,000m <sup>2</sup> 以上                   | 『ZEB』1/2<br>Nearly ZEB 1/3<br>ZEB Ready 1/4<br>ZEB Oriented 1/4 | 『ZEB』2/3<br>Nearly ZEB 2/3<br>ZEB Ready 2/3<br>ZEB Oriented 2/3 |

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000m<sup>2</sup>以上、既存の場合2,000m<sup>2</sup>以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

(2) LCCO<sub>2</sub>削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)

LCCO<sub>2</sub>削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

## 2. 事業内容

① LCCO<sub>2</sub>削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO<sub>2</sub> (ライフサイクルCO<sub>2</sub> : LCCO<sub>2</sub>) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1)事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO<sub>2</sub>の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

## ② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

## 3. 事業スキーム

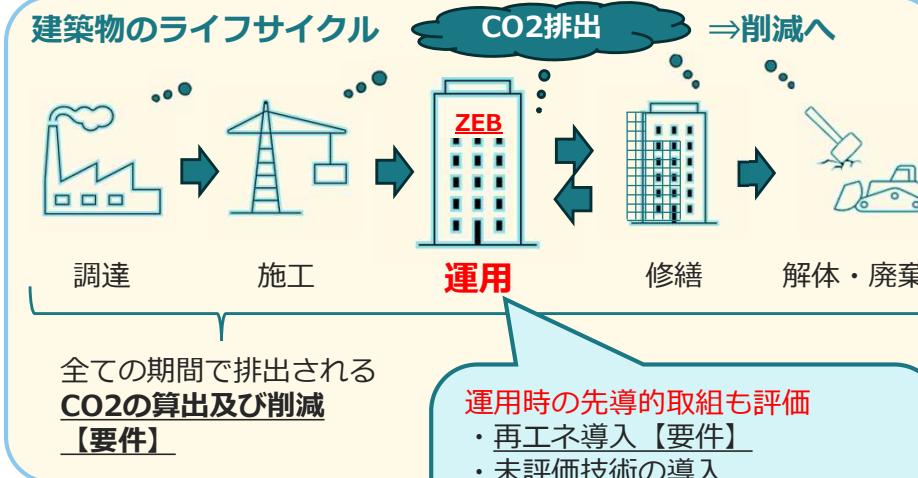
■事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業

■委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3

■実施期間 令和6年度～令和10年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

## 4. 事業イメージ



| ZEBランク     | 補助率 |
|------------|-----|
| 『ZEB』      | 3/5 |
| Nearly ZEB | 1/2 |
| ZEB Ready  | 1/3 |

※1 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000m<sup>2</sup>以上、既存の場合2,000m<sup>2</sup>以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

電話：0570-028-341

### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

#### 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

○補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）

○補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備

- ・再エネ設備（原則として導入が必要）
- ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
- ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）

○補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）

- ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
- ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
- ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

#### 3. 事業スキーム

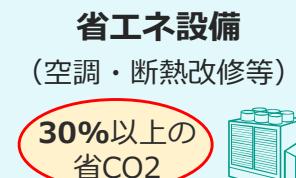
- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

#### 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化  
補助対象設備



再エネ設備  
(原則導入)



省エネ設備  
(空調・断熱改修等)



充放電設備

30%以上の省CO2

補助要件

+

<①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応 【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知



③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

## (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (国土交通省、経済産業省連携事業)



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

### 2. 事業内容

#### ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。

#### ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

#### ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- |       |                  |       |
|-------|------------------|-------|
| ■事業形態 | ①②間接補助事業         | ③委託事業 |
| ■補助対象 | 地方公共団体、民間事業者、団体等 |       |
| ■実施期間 | 令和6年度～令和10年度     |       |

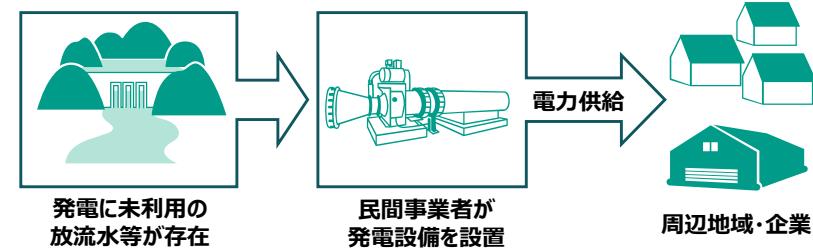
### 4. 事業イメージ

#### ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



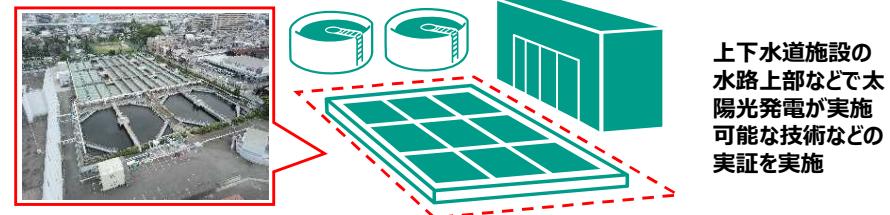
小水力発電設備 太陽光発電設備 高効率設備

#### ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在 民間事業者が発電設備を設置 周辺地域・企業

#### ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施



建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

## 1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

## 2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※1 CLT : Cross Laminated Timber (直交集成板)

ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。

コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、

中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算額 4,000百万円 (4,260百万円)】

【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

\*EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) (5) (7) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

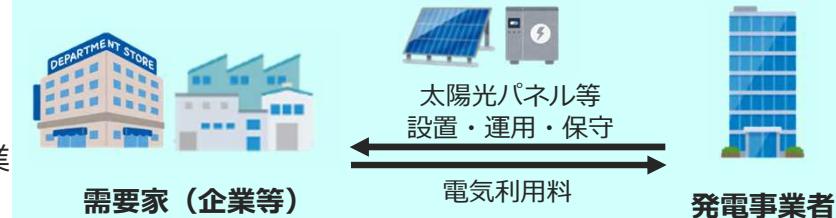
■事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

■委託・補助先 民間事業者・団体等

■実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (2) 新たな手法による再エネ導入





初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO<sub>2</sub>削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

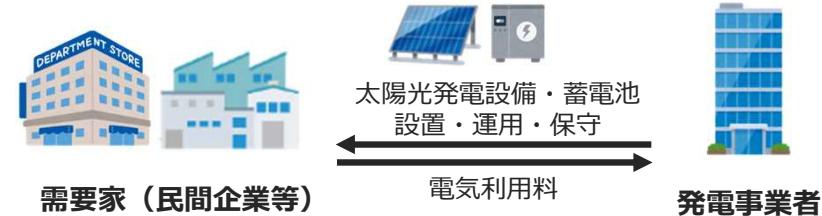
■事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
②委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



### 太陽光発電設備の補助額

|            | 業務用施設 | 産業用施設  | 集合住宅 | 戸建住宅   |
|------------|-------|--------|------|--------|
| PPA<br>リース |       | 5万円/kW |      | 7万円/kW |
| 購入         |       | 4万円/kW |      | —      |

\*新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

\*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

## 2. 事業内容

### ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

### ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

### ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率3/5、1/2)

住宅・建築物の再エネポтенシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

### ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

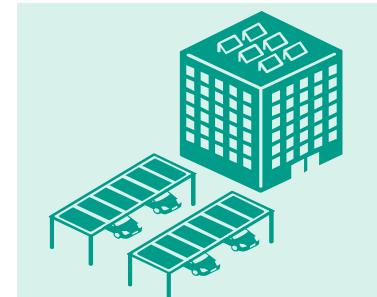
■事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、3/5)

■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ① 令和3年度～令和7年度  
③ 令和6年度～令和7年度

② 令和4年度～令和7年度  
④ 令和4年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



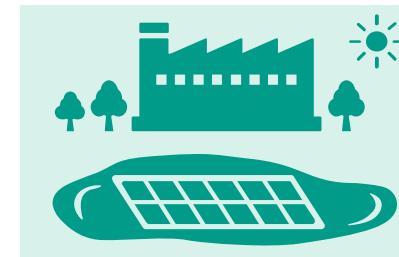
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

### ※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- ・ 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

### ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)

地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。

### ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)

地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

### ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

■事業形態 ⑤⑥間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2、2/3）  
⑦委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ⑤⑦ 令和3年度～令和7年度 ⑥ 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 再エネ等の地域資源の例



### ※⑤コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

## (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

## 1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネマネや省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。
- また、通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なスマート街路灯等の導入支援等を行う。

## 2. 事業内容

### ①オフサイトから運転制御可能な需要側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池＊、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

\* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限る（上限あり）

### ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ出力抑制の低減のための、再エネ発電事業者によるオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を支援する。

### ③屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

## 3. 事業スキーム

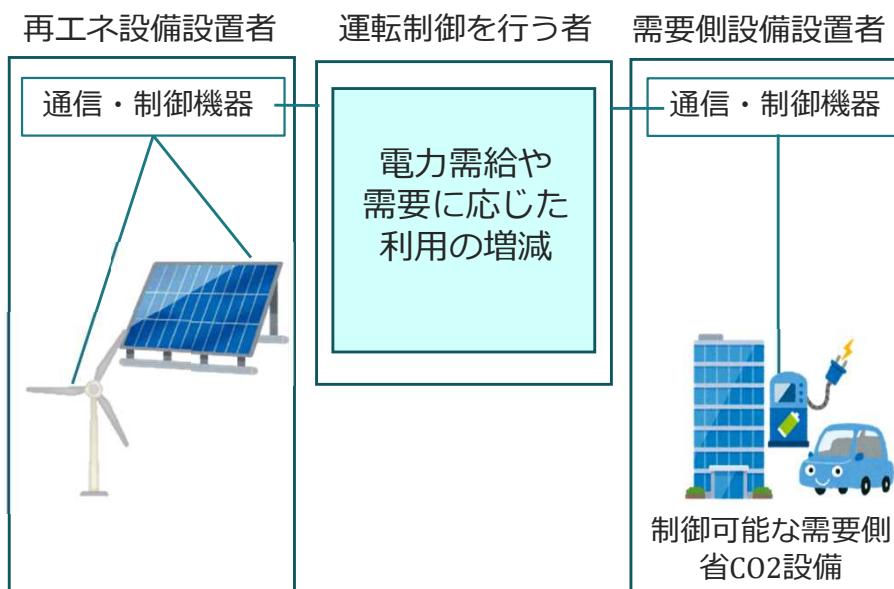
■事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3＊、③3/4、1/3、1/4）  
③：委託事業 \* 電気事業法上の離島は1/2

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体等

■実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）





再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

## 1. 事業目的

- 離島において、太陽光発電をはじめとした再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ①運転制御設備導入支援事業

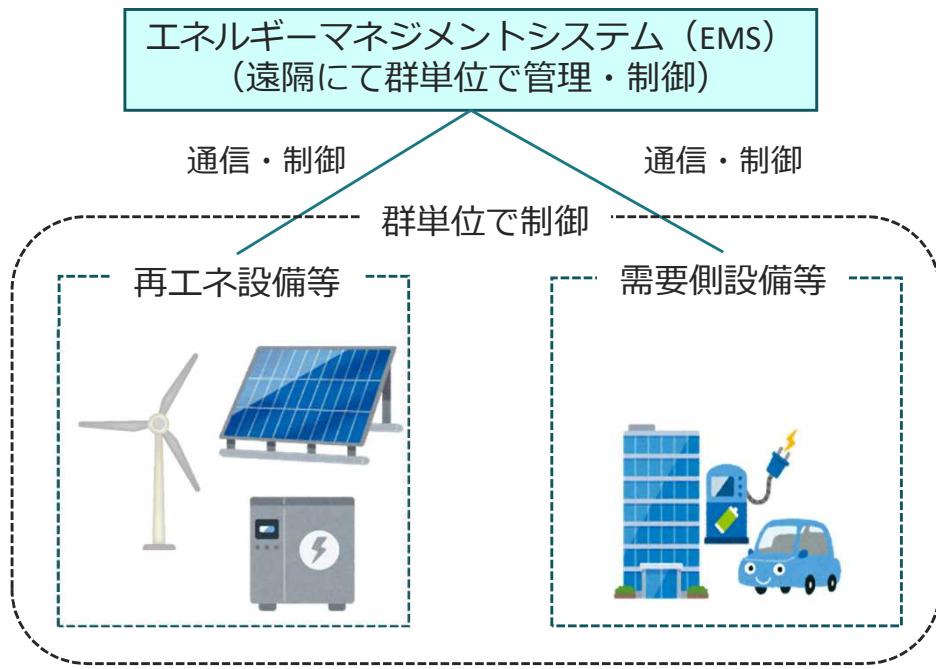
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因により電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：2／3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



離島全体での調整力の強化による、  
再エネ自給率の向上



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

## 1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ②浮体式洋上風力導入促進事業

我が国は離島周辺をはじめ深い海域が広く、浮体式洋上風力発電の高い導入ポテンシャルを有しており、その導入促進が求められている。しかし、導入に当たっては事前に通年に渡る実地調査や関係者への理解醸成等を行った上で計画策定を実施する必要がある。

また、導入検討段階においては、地元の関係者の理解醸成が課題となる事例が多く出ており、理解醸成に資するビジネスモデル/手法の確立が求められている。このため、再エネ導入の自律性と社会的受容性を高めたビジネスモデルの構築とそれに必要な技術の確立が必要である。以上の背景を踏まえて以下の事項に取り組む。

- (ア) エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業
- (イ) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

## 3. 事業スキーム

■事業形態 (ア) 補助事業 (補助率: 3/4) (イ) 委託事業

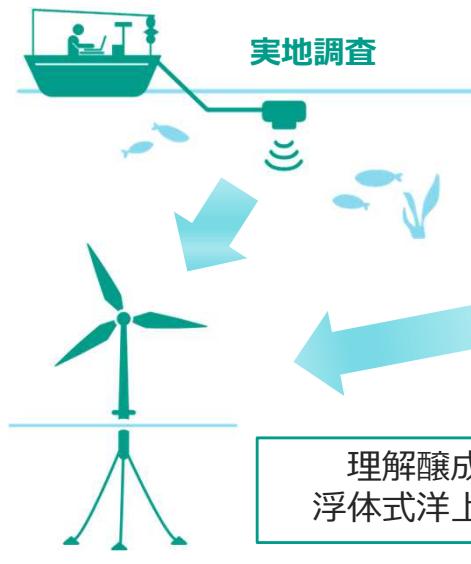
■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和6年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

(ア)

- 実地調査や関係者の理解醸成等の実施
- 浮体式洋上風力発電と運転制御設備等を組み合わせた導入計画の策定



(イ)

- 漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システム実証



理解醸成を進めて離島等における浮体式洋上風力発電の導入促進を図る



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

- 民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO2と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ①直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

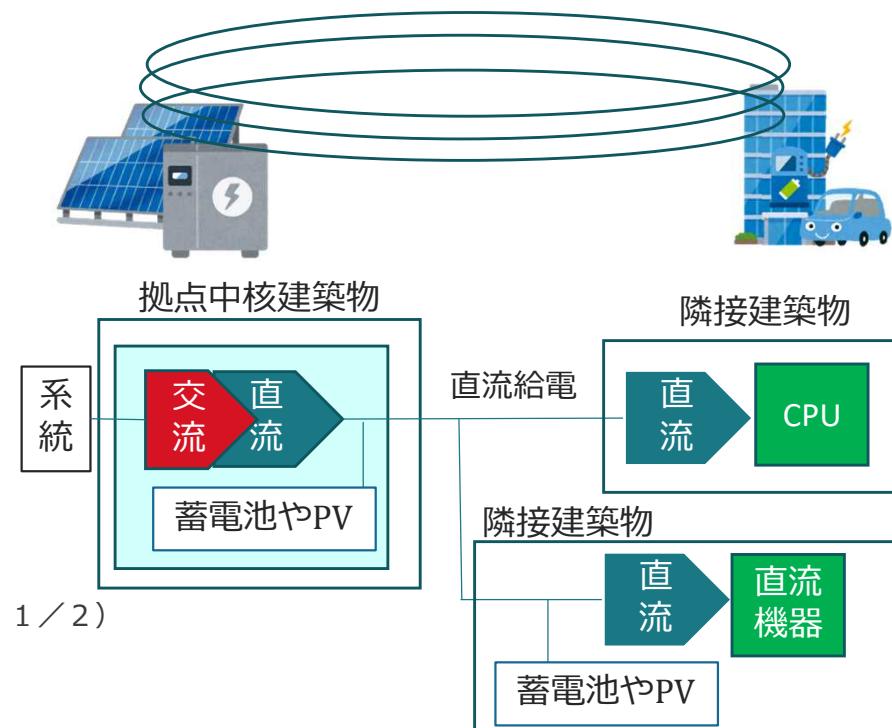
本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時の省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：2／3、1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### 直流給電システムの構築





省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

- 民間企業等によるTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギー・マネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギー・システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

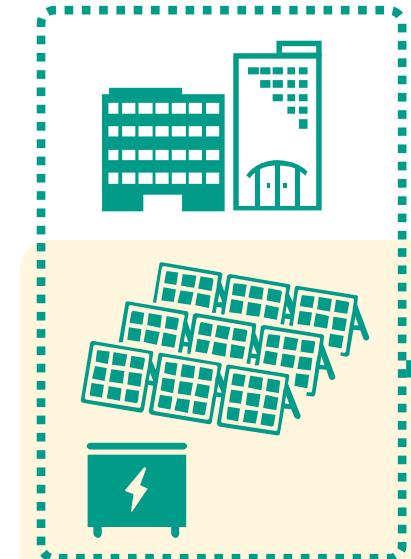
地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

## 3. 事業スキーム

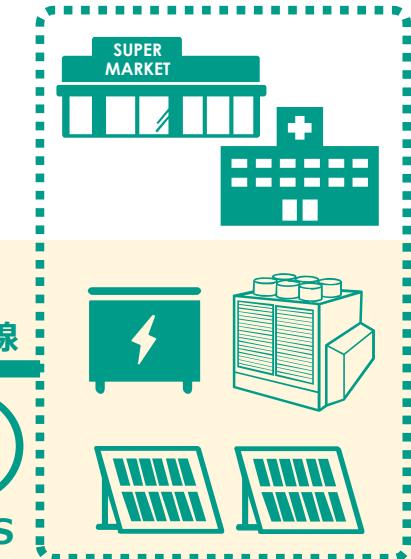
- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：1／2、2／3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 需要場所A



### 需要場所B



TPOによるパッケージ導入＆エネルギー・マネジメント



## データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

### 2. 事業内容

#### ①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行う。

#### ②既存データセンターの再エネ導入等による省CO<sub>2</sub>改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

#### ③省CO<sub>2</sub>型データセンターへのサーバー等移設促進事業

省CO<sub>2</sub>性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、地方に立地する省CO<sub>2</sub>性能が高いデータセンターへの集約・移設を支援する。

#### ④地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

#### ⑤再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業

再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

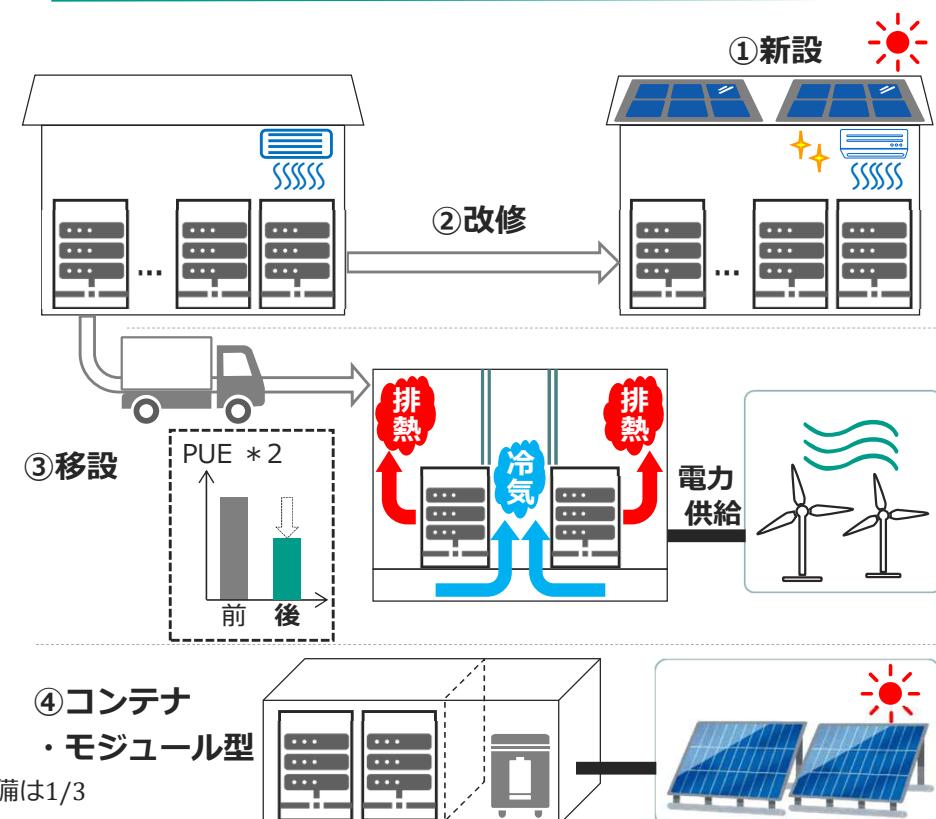
### 3. 事業スキーム

■事業形態 ①～④間接補助事業（補助率 \*1 1/2、 1/3） ⑤委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等 \*1  
①②：1/2, 太陽光発電設備・省エネ設備は1/3

■実施期間 令和3年度～令和7年度  
③④：一律1/3

### 4. 事業イメージ



\* 2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

## 1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

## 2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行なながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

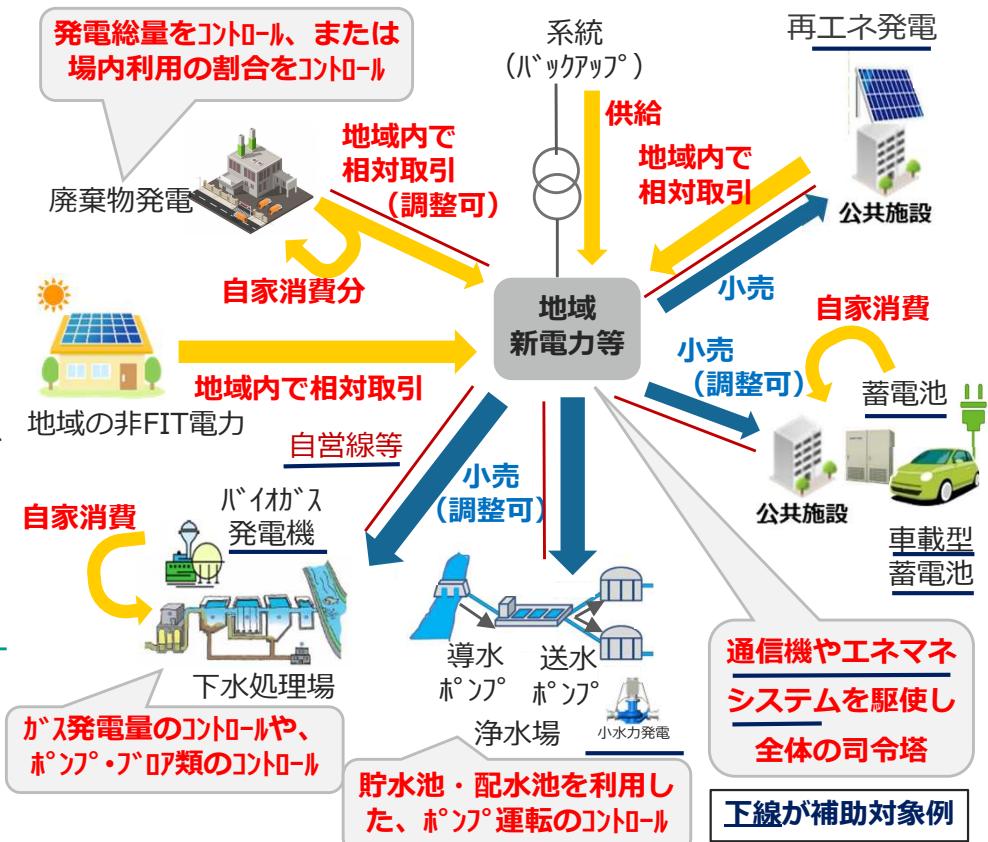
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギー管理の構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率2／3※）（※一部上限あり）
- 補助先 地方公共団体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



# 脱炭素化推進事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和7年度まで)

## 1. 対象事業 事業費 1,000億円(令和6年度)

再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業(太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)

公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等(空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備(売電を主たる目的とするものを除く)など)

公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等(空気調和設備、照明設備、給湯設備など)

公共施設等のLED照明導入のための改修事業

電動車の導入(公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る)及び充電設備の整備(主として公用車に充電を行うもの)

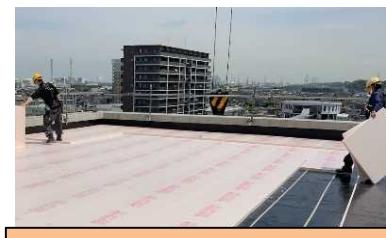
及び 新築・改築も対象

ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

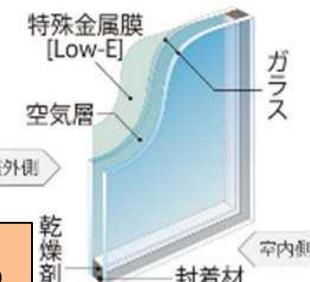
### 【事業イメージ】



再生可能エネルギー(太陽光)設備



公共施設等のZEB化  
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

## 2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

及び の事業

脱炭素化推進事業費

脱炭素化推進事業債(充当率90%)

一般財源  
10%

元利償還金の50%を地方交付税措置

及び の事業

元利償還金の30~50%を地方交付税措置

財政力に応じて措置

一般財源  
10%

の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源  
10%

# 就学前教育・保育施設整備交付金

成育局 保育政策課

令和6年度当初予算案 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

## 1. 施策の目的

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

## 2. 施策の内容

### 【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・小規模保育整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・防音壁整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・防犯対策強化整備事業
- ・公立認定こども園整備事業
- ・こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業

特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設  
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

### 【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

(公立) 原則国1／3、設置者(市区町村)2／3

補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者(市区町村)1／2

# 次世代育成支援対策施設整備交付金

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

## 1 事業の目的

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

| 事業概要  | 整備内容  | 対象施設  |
|---|---|---|
| <b>通常整備</b><br><br>児童養護施設等の整備を実施する。   | 創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、特殊附帯工事費（ソーラーの整備等） | <ul style="list-style-type: none"><li>助産施設</li><li>職員養成施設</li><li>自立援助ホーム</li><li>ファミリーホーム</li><li>一時預かり事業所</li><li>地域子育て支援拠点事業所</li><li>利用者支援事業所</li><li>子育て支援のための拠点施設</li><li>市区町村子ども家庭総合支援拠点</li><li>乳児院</li><li>母子生活支援施設</li><li>児童養護施設</li><li>児童心理治療施設</li><li>児童自立支援施設</li><li>児童家庭支援センター</li><li>児童厚生施設（児童館）</li><li>児童相談所一時保護施設</li><li>産後ケア事業を行う施設</li><li>障害児入所施設</li><li>児童発達支援センター</li><li>児童発達支援事業所</li></ul> |
| <b>耐震化等整備</b><br><br>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。 | 大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備   | <ul style="list-style-type: none"><li>放課後等デイサービス事業所</li><li>居宅訪問型児童発達支援事業所</li><li>保育所等訪問支援事業所</li><li>障害児相談支援事業所</li><li>こども家庭センター</li><li>里親支援センター</li><li>社会的養護自立支援拠点事業所</li><li>妊産婦等生活援助事業所</li><li>児童育成支援拠点事業所</li><li>子育て短期支援事業専用施設</li></ul> <p>R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加</p>   |

### 【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

○ 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2 2/3に嵩上げを行う。

地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に發揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3 1/2に嵩上げを行う。

令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

## 3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

# 子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官(事業調整担当)

## 1 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るために、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

#### 【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

### (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

特殊附帯工事費(ソーラーの整備等)を含む。

## 3 実施主体等

### 【実施主体】

市町村

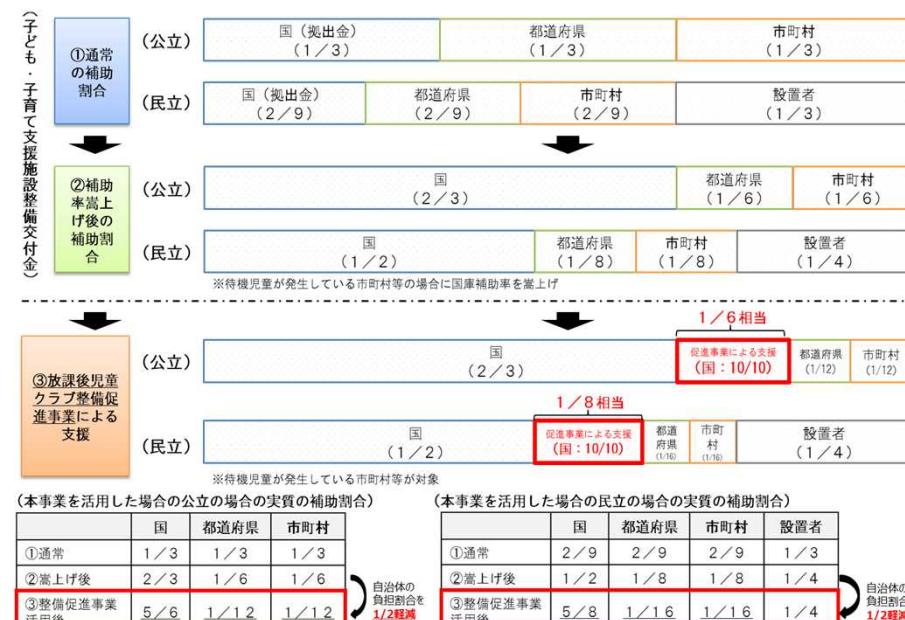
### 【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

### 【補助率】

|                               | 国    | 都道府県 | 市町村  | 社福法人等 |
|-------------------------------|------|------|------|-------|
| <b>放課後児童クラブ整備費</b>            |      |      |      |       |
| 市町村が整備を行う場合                   | 1/3  | 1/3  | 1/3  | —     |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 2/9  | 2/9  | 2/9  | 1/3   |
| <b>病児保育施設整備費</b>              |      |      |      |       |
| 市町村が整備を行う場合                   | 1/3  | 1/3  | 1/3  | —     |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 3/10 | 3/10 | 3/10 | 1/10  |

### (放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



# 太陽光発電等の整備に関する事業 (学校施設環境改善交付金)

## 1. 趣旨

太陽光発電設備、風力発電設備若しくは太陽熱利用設備又は蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。）等を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた脱炭素化の推進や環境教育への活用を図る。

## 2. 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校（後期課程）（産業教育施設のみ）、共同調理場、並びに社会体育施設

## 3. 算定割合

1／2 ※工事費が400万円以上の事業が対象

## 4. 工事内容

- ・太陽光発電、太陽熱利用、風力発電の設置に必要となる工事一式
- ・太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備（上限額1,000万円）
- ・地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備を設置するためには必要となる工事一式（ZEB Ready 以上を既に達成している学校もしくは改築事業や長寿命化事業を実施することで将来的に ZEB Ready 以上を達成する学校に限る）

### 〔関連工事〕

#### ○技術上の課題を解決するための工事

屋上防水の更新、屋上への防護ネット・柵等の設置、変圧器の新設・更新、太陽光電池モジュール（パネル）の荷重を屋上・屋根が支えるための建物の補強工事、その他必要となる電気工事

#### ○環境教育に活用するための工事

発電モニターの設置など

#### ○太陽光発電等の導入と同時に実施する防災機能強化のための工事

蓄電池の設置、自立運転機能の付加など

公営住宅等の既存ストックについて、カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、防災・減災対策やストックの長寿命化を図る。

## 基本的要件

| 改善工事の内容   | 施行要件          |
|---|---------------|
| 個別改善事業  |               |
| (原則)  | 建設後20年を経過したもの |
| ・子どもの安全確保に係る改善<br>(子どもの転落防止措置等)   | 建設後10年を経過したもの |
| ・長寿命化改善<br>・障害者向け改善<br>・認知症対応型グループホーム改善<br>・住宅用防災機器の設置<br>・既存エレベーター改修<br>・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善<br>・宅配ボックスの設置<br>・防災・減災対策に係る改善<br>・交流スペースの設置 | 年度要件なし        |
| 全面的改善（トータルリモデル）   | 建設後30年を経過したもの |

地上波デジタル対応設備の設置については、施行要件を建設後20年を経過したものとする

## 対象工事

個別改善事業（規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）  
全面的改善（公営住宅のみ）

## 個別改善事業の分類

次のいずれかの分類に該当すること。

居住性向上型

福祉対応型

安全性確保型

長寿命化型

脱炭素社会対応型

子育て世帯支援型

## 支援内容

## (1) 整備費に対する助成

整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

規模増改善、住戸改善・共用部分改善（福祉対応型、安全性確保型（耐震性の確保に係るもの）、長寿命化型、脱炭素社会対応型、子育て世帯支援型）については、測量試験費も助成対象。

## (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成

全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。

従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。